

カントの因果律理論

——ヒュームの因果律批判との対比を通じて——

堂 園 俊 彦

序

ヒュームとカントとの思想上の関係を疑うものはいない。それは『プロレゴメナ』に於けるカントのあまりにも有名な告白——「私は進んで告白するが、デーヴィッド・ヒュームの警告こそは、随分前に、私を独断の微睡みから目覚めさせ、思弁哲学に於ける私の探究に全く別の方向を与えた」(IV, 260) ——からも明らかである¹⁾。然し、ヒュームとカントの関係とは如何なるものであるのか、或いは、果たしてカントはヒュームにより提示された問題を解決したのか、と問うや否や、彼の自信に満ちた語気にも拘わらず²⁾、多くの問題が我々の前に現れる。事実、この問題は、就中、1870年代から1900年代に於いて、そして1960年代から1980年代に於いて、活発に議論されてきたのである。

然し本論の目的はそうした問題に最終的な結論を与えることに存するのではない。本論の目的は、その為の序論的考察に止まる。即ち、第一に、ヒュームによる覚醒を通じて成立したカントの因果律理論が如何なる構造を有しているのかを、第二に、それにより描き出される自然の特質を、ヒュームの因果律理論と対比しながら、捉えることである。

I カントとヒュームの対立点

カントの因果律理論を検討する前に確認すべき点は、カントとヒュームとの対立点であろう。ヒュームは自らの有する原因の観念には以下の二つの必然性が含まれているとする。

第一に、何故に我々はその存在が始めを持つ全てのものは原因をも持つことを必然的であると主張するのか。(T, 78)

第二に、何故に我々はこれら特定の原因は必然的にこれら特定の結果を持たなければならないと結論づけるのか。(Ebd.)

本稿では、前者を一般因果律と呼び、後者を特殊因果律と呼ぶことにしよう。そしてカントも斯かる二つの必然性が原因の概念に含まれることを認めている。

あらゆる変化は或る原因を持たねばならない。(B5)

先行する状態が置かれるならば、この規定された出来事は不可避免的に且つ必然的に継起する。(A198/B243f.)

ここから、以下の二点が両者に共通な出発点として挙げられる。即ち、第一に、原因の概念を実際に所有していること、第二に、その概念は一般及び特殊因果律という二つの必然性を含むことである。然らば斯かる共通の出発点にも拘わらず、彼らは如何なる点に於いて対立するのか。これに就いてはカントの以下の言葉が手がかりとなる。

原因の概念そのものは、明らかに、結果との結合の必然性の概念、そして規則の厳密な普遍性の概念を含んでいる故に、仮に、我々が、ヒュームの為した如く、その概念を、生起するものと先行するものとの頻繁な連接から、そしてそこから生じる諸表象を結合する習慣(従って、単な

る主観的必然性)から導出しようとするならば、その概念は全く消滅するであろう。我々は、又、……経験そのものが可能な為にそれら [ア・プリオリな純粋原則] が不可欠であることを、従ってア・プリオリであることを、示し得るであろう。(B5)

このようにして、カントによれば、ヒュームは、原因の概念を、「虚偽的且つ欺瞞的であり、極控えめに言っても、幾分ゆるされるべき迷妄に過ぎない」(V, 51) と考えたのである。

然し、注意せねばならないが、原因の観念を全面的に否定することは、決してヒュームの真意ではない。

私は、決して、「何らかの事物は原因無くして生じるかもしれない」というような不条理な命題を主張したのではありません。私は、その命題は欺瞞的であると我々が確信するのは、直観や論証からではなく、他の源泉から生じることを、主張したに過ぎません³⁾。

周知の如くこの「他の源泉」とは経験即ち恒常的连接であり、ここからヒュームは原因の観念を再構成する。これは屡々見出される以下の如き文言から明らかである。

幾つもの類似した事例 [恒常的连接] は、力能の観念を生み出すのであるが、互いには如何なる影響も与えず、その観念の原型となり得るような如何なる新しい性質も、対象の中には、決して生み出し得ないが、この類似性の観察は、その観念の真の原型である或る新しい印象 [規定されているという内的印象] を、精神の中に、生み出すのである。(T, 164f.)

ヒュームは対象 (感覚印象) の領域と精神 (観念及び内的印象) の領域とを対峙させ、飽く迄も因果的必然性を前者の中ではなく後者の中に位置付ける。「これらの [必然的結合という] 表現は、如何なる意味も持たないというよりも、誤用されることにより、自らの真の意味をここ [対象に於

ける力や必然的結合を想定する場合」に於いては遺失している」(T, 162)のである。

斯かるヒュームの姿勢を考慮するならば、カントの理解は不十分に思われよう。然しそうではない。看過してはならないのは、「虚偽的且つ欺瞞的」な原因の概念が、「斯かる〔二つの対象の〕結合を対象それ自体の中に定立する」(V, 51) 必然性、つまり客観的必然性を含む点である。そして事実ヒュームは斯かる必然性を徹頭徹尾拒絶する。

我々が、……力能や効力という語をして、或るもの、即ち、これに就いて判明な観念を有してはいるが、この観念の適応される諸対象と矛盾するものを意味せしめるならば、その場合には、曖昧性と虚偽とが存在し始め、我々は誤った哲学により迷うことになる。これは、我々が思惟の規定を外部的諸対象に投影し、その諸対象の間に何らか実在する叡知的結合を想定するような場合である。(T, 168)

それ故に、本節冒頭に掲げた一般及び特殊因果律としての必然性は明らかに客観的必然性を語っており、その限りでヒュームにより否定されるのである。これに対して、カントは、その客観的必然性を、経験そのものが可能な為に不可欠であること、換言すれば客観が成立する為のア・プリオリな条件であることを示し、こうして本来的に客観的であることを保証しようとした。——つまり、両者の対立点は、事実として有する客観的必然性の概念（観念）を、ア・ポステリオリなものとして説明するか、ア・プリオリなものとして説明するかという、起源問題に存するのである。

II カントの因果律理論

それでは、原因の概念のア・プリオリ性を証明するカントの具体的な試みは、何処に見出されるであろうか。我々は、その箇所として、「経験の第二類推」を挙げたい。これは以下のようなものである。

因果性の法則に従う時間継起の原則

あらゆる変化は原因と結果との結合の法則に従い生起する。(B232)

第二類推に於けるカントの目的は、「我々が諸現象の継起を、それ故にあらゆる変化を唯一因果性の法則に従わせることにより、経験さえ、即ちそれらに就いての経験的認識さえ可能」(B234)であることを示す点に存する。簡潔に言えば、第二類推の目的は、変化の認識には原因の概念が不可欠であることを、つまりそれがア・プリオリな概念であることを示す点に存する。以下具体的にカントのこの試みを見てゆこう。

II - A 一般因果律に就いて——出来事は如何にして経験されるか

ヒュームに従えば、一般因果律を、「もし正しければ、如何なる反対の困難にも余地を残さない」(T, 31) 論証により絶対的知識即ちア・プリオリなもの⁴⁾として提示する為には、「如何なる反対の仮定も絶対に不可能であること」(T, 111) を示さねばならない。然し件の原則が絶対的知識であることを論証するのは不可能であると彼は主張する。何故なら「原因の観念を存在の始まりの観念から分離するのは想像力にとり明らかに可能」(T, 79) であり、「これらの諸対象を現実に分離することは、それが矛盾も不合理も含まない限りに於いて、可能」(T, 80) だからである。我々は原因無くして出来事の生じる事態を想像し得るのであり、その限りで一般因果律という原則を絶対的知識として確立することは不可能であると言わねばならない。

ヒューム＝カント問題に於いてカントに与する論者の多くは、彼がこの原則を証明しようとした点を強調する。そして、他方で、特殊因果律に就いては、カントとヒュームは全く同意していると見做すのである。予め述べておけば、一般因果律に就いての我々の結論は、細かい点に於いては同意し得ないにしても、基本的に斯かる解釈者達と軌を一にするものである。にも拘わらず、我々の考察は決して単なる模倣ではない。カントの証明しようとした点を、換言すれば、彼の論点が事実問題ではなく飽く迄も権利問題に存する点を明晰にする為にも、本節の考察は必然的に要求され

る。問題とされるべきは、事実上全ての出来事に原因が存在していることではなく、権利上そのように仮定せねばならぬ、という点なのである。

＊

第二類推の議論を概観する際に気づくのは、首尾一貫した「覚知の主観的継起」と「現象の客観的継起」との対比である。そこで先ず前者により如何なる事態が考えられているのかを検討することにする。何故ならこれを的確に把握することは、原因の概念が経験の可能性の条件として働いていることを論証する為に、不可欠と思われるからである。

「覚知」という働きを確認することから始めよう。カントに従えば、覚知とは「諸知覚に直接及ぼされるその〔構想力の〕作用」(A120)であり、「構想力の総合への受容」(A190/B235)である。それでは受容されるものは何か。上の引用からすると、それは「知覚」である。然しその「知覚」を対象(客観)と同一視してはならない。何故なら、構想力がその知覚を覚知・総合することを通じてのみ、対象の認識は可能だからである。即ち、構想力は、「この〔様々な諸知覚という〕多様を総合する能動的な能力」であり、「直観の多様を一つの形象〔対象〕へともたらさねばならない。」(A120)それ故に、覚知される限りでの知覚は、対象の形象を成立させる為に総合される「質料としての多様」と考えるべきであろう。従って、覚知とは形象の質料である多様を受容する限りでの構想力の働きなのである。

ここからカントが覚知の継起に付する二つの特質が正当化されるだろう。先ず、第一の特質とは、「現象の多様の覚知は常に継起的である」(A189/B234)というものである(以下継起性特質と呼ぶ)。然しこの特質は殆どの解釈者によって問題視されてきた。何故か。

この特質に対して最も典型的な形で反論する論者として、J. V. クリーヴを挙げる事が出来る。

[カントの議論を解釈する為に重要な] 前提は、出来事の観察と変化しない対象或いは状態の観察は互いに諸表象の継起に存し得る、というものである。カント自身は多様の覚知が全て継起的であるとすら主張す

る。この主張は明らかに誤りである。……然し幸いなことに、カントの論証が要求するものは、時に持続する状態の覚知は継起的である……というより弱い命題である。カントはこの命題を家に就いての有名な例で示している⁵⁾。

カントが提示している家の例とは以下のようなものである。

例えば私の前に建つ家という現象に於ける多様の覚知は継起的である。さて、この家自体の多様が家に於いても継起的であるのか、という問いが在る。勿論誰もこのことを認めはしないだろう。(A190/B235)

前に出した家の例で言えば、私の諸知覚は、覚知に於いて、家の屋根から始まり土台で終わることが出来た。然し下から始まり上で終わることも、同様に右からも左からも経験的多様を覚知することが出来た。(A192/B237f.)

クリーブに従えば、カントの継起性特質とは、家のような大きい対象を近くから覚知する場合、その部分表象(土台や屋根の表象)が継起的であることを意味する。だがその家を遠くから見る際には土台も屋根も一緒に見える。この場合に部分の諸表象は継起的ではないのである。

成程、クリーヴの主張は明快だが、家を遠くから見た場合に、本当に覚知は継起的ではないのか。否である。何故なら、あらゆる対象を認識する際には、或る時間が必要とされ(その長さは認識対象により変化すると雖も)、そこには必然的に覚知という働きも存するのであるから、覚知は時間の中で行われる、換言すれば継起的である、ということは明らかであろうからだ。それ故に、覚知は、「時間がかかるという意味に於いて」⁶⁾、常に継起的であらざるを得ないのである。

このように継起性特質が妥当であるならば、斯かる性質を担う覚知の主観的継起は、第二類推の証明に於いて如何なる役割を果たしているのか。この点を明らかにしてくれるのが、第二の特質、つまり、覚知の主観的継

起は客観に一切関わらないという特質（非客観的特質）である。即ち、覚知の主観的継起に留まる限り、「如何なる客観も表象されない」（A198/B243）、詳言すると、「あらゆる覚知に共通であるこの〔主観的〕継起を通じては、何ものも他のものから区別されない。」（A198/B243）何故か。二つの任意の対象を認識すると仮定しよう。それらの認識を成立させる為には、成程、覚知の継起的働きが必要とされるのであるが、その継起的側面に着眼する限り、それらの間に如何なる差異も見出すことが出来ない故である。「多様のこの覚知ですらも、それだけでは未だ如何なる形象も諸印象の如何なる関連も生じさせぬであろう。」（A121）

然し、これに対しては次のような反論もあり得る、「カントは主観的継起の例として家を挙げているが、家は客観として認識されているではないか、それ故に覚知の主観的継起は客観と関係するのではないか」、と。我々としては、家の事例が、成程、客観に関係している点に異存はないが、それは客観的継起を表しているのではない。そこで示されているのは、客観的継起を経験しない場合ですらも主観的継起を前提とする故に、それを経験する場合には更なる条件が必要とされる、という点なのである。覚知の継起のみでは客観という位相に於ける差異を語ることは出来ないのだ。

＊

それでは、客観的継起を経験する為には、更に何が必要とされるのか。カントは、家の事例と比較して、当該の継起を以下のように特徴づける。

然し私は以下のことにも気付く。私が生起を含む現象に於いて、先行する知覚状態をAと呼び、継起する知覚状態をBと呼ぶ場合に、BはAに覚知に於いてただ継起し得るだけであり、AはBに継起し得ず、先行し得るだけである。例えば私は船が河を下るのを見る。下流での船の位置の知覚は、流れる方向に従い、上流の船の位置の知覚に継起する。そして、この現象の覚知に於いて、その船が、河に於いて、先ず下流で、そして後になって上流で知覚されることは不可能である。覚知に於ける諸知覚の継起の秩序は、ここでは規定されており、この秩序に覚知は結びつけられている。（A192/B237）

ここで生起と言われている事態は、変化、出来事、或いは客観に於ける継起（客観的継起）、と言い換えることが出来る。そして、変化は「同一対象の或る实在様態に継起する或る他の实在様態である」(A187/B230)、換言すれば、「出来事のあらゆる覚知は他の知覚に継起する知覚である。」(A192/B237) 上の例に於ける同一対象（実体）とは船であり、二つの实在様態とはその船が上流に在るという知覚と下流に在るという知覚である。然し知覚が継起するだけでは出来事を認識し得ない。何故なら、「これ[知覚が継起すること]は、私が上で家の現象に於いて示した如く、覚知のあらゆる綜合に関してそうである故に、これを通じては、未だ現象は他の現象[家の現象]から分けられない」(A192/B237) からである。

そこでカントは出来事の特徴として、その継起の不可逆性を提示するのである。これに対して、家の事例に於いて、覚知の継起は規定されている必要がない、つまり可逆性を有する。我々は、仮に家を見たならば、その多様を継起的に覚知したはずなのであるが、その順序が規定されていたとは考えない。然し船の場合に事態は異なる。「私は、この[出来事を経験する]場合、覚知の主観的継起を、諸現象の客観的継起から引き出さねばならないであろう」(A193/B238) と言われる所以である。然らばこの不可逆性は如何にして成立しているのか。以下の文言に注目しよう。

諸現象が互いに継起することを、つまり諸事物の状態が、それ以前の状態に於いてはそれの反対であることを、私は知覚する。故に私は二つの知覚を時間に於いて実は結合しているのである。さて、結合は、単なる感官の働きでも直観の働きでもなく、この場合は内官を時間関係に関して規定する構想力の総合的能力の産物である。然しこの構想力は上述の二つの状態を二通りの方法で、つまり一方が或いは他方が時間に於いて先行するように結合することが出来る。何故なら、時間はそれ自体知覚され得ないし、時間との関係に於いて、謂わば経験的に、何が先行し何が継起するかは、客観に於いて規定され得ないからである。それ故に私は自分の想像力が一方を前に他方を後に置いていることを意識するだけであり、客観に於いて一方の状態が他方の状態に先行することを意識

するのではない。(B233)

変化を構成する二つの知覚を結合するのは構想力の働きである。何故なら、既述の如く、認識に際して構想力（想像力）は不可欠の役割を果たすからである。ところで、ヒュームは、想像力に就いて、「その能力〔想像力〕以上に自由なものはない」のであり、仮に如何なる規定要素も存しないならば、「その能力の作用以上に説明出来ないものはない」(T, 10) と述べるが、注意せねばならないのは、ここで述べられる「構想力」は、正に規定要素を欠いた想像力であり、それ故に「魂の有する、不可欠ではあるが、盲目的な機能」(A78/B103) に過ぎないという点である。何故なら、ここでの構想力は二つの状態を「二通りの方法で」結合することが可能であり、この場合「相互に継起する諸表象の系列は後ろにも前にも考えられ得る」(A201/B246) からである。そして、こうした状態は「如何なる客観とも関係しない諸表象の戯れ」(A194/B239) に過ぎず、恐らくは夢や幻覚にも及ばないのである。

この「戯れ」が客観的継起という関係として規定される為に必要とされるもの、これこそが「原因及び結果の関係の概念」なのである。「前者〔原因〕は後者〔結果〕を、時間に於いて、継起するものとして……規定する」(B234)。つまり、我々はこの概念をア・プリオリに有しているからこそ、知覚の順序を不可逆と考え、客観的継起を経験し得るのである。上の表現とは少々異なるが、以下の表現によっても同一の事態が表現されていると思われる。

現象は、覚知の諸表象との対立関係に於いて、規則の下に立つ場合、このことにより、諸表象から区別された諸表象の客観として表象され得る。この規則は現象をあらゆる他の覚知から区別する。そして多様の結合の仕方を必然的にする。現象に於いて覚知のこの必然的な規則という制約を含むものが客観である。(A191/B236)

ここで規則と言われているのは第二類推（因果性の法則）と考えられる。

何故なら、「この〔原因の〕概念が与える規則、つまり生起するあらゆるものは原因を持つ」(A196/B247)という言明からも明らかなように、因果性の法則は原因の概念により与えられる規則に他ならないからである。

本節に於ける考察を通じて以下のことが確認された。即ち、覚知の主観的継起は、原因の概念を用いることにより、換言すれば、何かしらの原因に規定されていると我々が思惟することにより、現象の客観的継起(出来事)として成立する。故に我々はその存在が始めを持つ全てのものは原因をも持つことを必然的であると主張しなければならない。出来事という客観を端的な所与と見做したヒュームとは異なり、カントは、一般因果律をア・プリオリに知っていなければ抑もかかる客観を経験し得ないことを示し、これにより件の原則の客観的必然性を保証しようとしたのである⁷⁾。

II - B 特殊因果律に就いて——如何にして自然は秩序づけられるか？

ヒュームは特殊因果律の問題を因果的推論の考察を通じて解明しようとする⁸⁾。何故なら、「原因と結果との間の必然的結合は、一方から他方への我々の推論の基礎」(T, 165)であると思われる故である。然し結局これは全く逆であることが分かる。彼によれば、推論を可能にするのは、「観念の間の連合を生み出し、一方の観念が現れれば他方を自然に導き入れる」(T, 11)ように想像力を規定する、連合原理なのである。

精神が、或る対象の観念から別の対象の観念へ、又は或る対象の印象から別の対象の信念へと移行するとき、精神は、……これらの対象の観念を連合させ想像力に於いてそれらを結びつける一定の諸原理[この場合は因果関係という]により、規定されている。(T, 92)

つまり、二つの対象は、恒常的连接という関係に於いて知覚されると、因果関係という連合原理により結合され、この結合により、我々は、一方の対象の印象が現れた場合に、自然と他方へと推論を進める。そして、「我々が心の中に感じるこの結合、即ち或る対象からそれに通常接続しているものへの想像力の習慣的移行、これこそ力或いは必然的結合の観念の起源

となる感じ或いは印象」(E, 75)なのである。こうして特殊因果律の必然性は推論から経験的に獲得されることになる。

今まで殆どの解釈者達は、日頃見出される具体的な因果関係が(乃至は自然科学に於いて確立される因果関係すらも)偶然적であるという事実に基づき、カントは特殊因果律を全く証明し得なかった(或いは抑も意図していなかった)と結論づけている。例えばL. W. ベックは次のように述べる。

カントは[1]「AがBの原因であるということは、AがBに規則的に先行する観察からの帰納によって、発見される」を完全に受け入れる。具体的な出来事間の因果的な結合に関する知識は、ア・ポステリオリでありア・プリオリではなく、帰納的であり論理的ではなく、蓋然的であり確然的ではない、という点で、彼はヒュームと全く同意する⁹⁾。

常日頃見出される具体的な因果関係の偶然性は否定され得ないし、量子力学の台頭は厳密な意味に於ける(即ち古典力学に於ける如き)因果関係の存在しない可能性を示唆している。そして、確かに、ベックの言うように、カントも、具体的な因果連関にとり、相対的普遍性しか示さない経験が必要であることを認め、これによりその偶然性を認めていた¹⁰⁾。

特殊法則は、経験的に規定された諸現象に関係する故に、総じてカテゴリーに従うのではあるが、それ[カテゴリー]から完全には導出することは出来ない。その特殊法則一般を知るためには、これに経験が付け加わらなければならない。(B165)

そしてこれは次のようなヒュームの言葉を連想させる。

法則そのものの発見は専ら経験に依存している。(E, 31)

然し、本当に、「何が何の原因であるという発見は、カントにとっても

ヒュームにとっても全く同じこと」¹¹⁾なのか。断じてそうではなかろう。成程、ヒュームは、第一に、具体的な因果関係を知る為に経験を必要とする故を以て、第二に、そこに見出される必然性をも経験に起因すると見做した。然し、カントが、第一段階を認めた故を以て、第二段階をも認めねばならぬ必然性はない。否、それを認めぬことこそ、『純粹理性批判』冒頭の宣言——「あらゆる我々の認識は経験を以て始まるが、それらはその故を以て全て経験から生じるのではない。」(B1)——の意味することではあるまいか。カントの意図は飽く迄も客観的必然性を基礎付ける点に存した。そして、その方法とは、唯一件の必然性を前提とすることにより、具体的な因果連関(という客観)が可能であることを示すものである。以下、斯かる試みの具体相を明らかにしたい。

＊

さて、我々は、N. K. スミスによる第二類推解釈を批判的に検討することから始めよう。スミスはカントが第二類推に於いて規則という語を二つの意味で用いていると指摘する。

第一の意味での「規則」は主観的起源を持つ。それは形式的であり、決して与えられない。第二の意味での「規則」は、単に与えられ、叡知的諸条件に原因を帰すべきものとして、自然科学に於ける質料的要素、つまり或る特定の因果法則の経験的内容を構成する¹²⁾。

スミスに従えば、規則は、(1)「あらゆる出来事は原因を持たなければならないという普遍的且つ単なる形式的原理」、即ち第二類推(以下R1)、そして(2)「具体的な諸出来事が感覚知覚に示される固定された秩序」(以下R2)、という二つの意味を持つ。両者の関係に就いてスミスは以下のように説明する。「具体的な出来事が持つ規定された秩序[R2]は超越論的対象に原因を帰すべき」である。然し「その秩序は必然的なものとしては与えられない。必然性は、彼[カント]が常に主張する如く、決して与えられ得ないものである。」¹³⁾それ故にR1こそがR2に必然性を与えるのである。確かに以下のテキストは彼の解釈を支持するように思われる。

これ〔諸現象の客観的継起〕は現象の多様の秩序にある。この秩序に従い一方（生起するもの）の覚知は他方（先行するもの）の覚知に規則に従い継起する。(A193/B238)

スミスに従えば、ここで言われている規則は、超越論的対象に基づく R2 ということになろう。

然らばスミスの解釈は妥当であろうか。成程、第一に、第二類推に於いて規則が二つの意味で使われていること、第二に、その規則が出来事（原因）と出来事（結果）との間の規則であること、これらを我々は認める。この限りでスミスの解釈は妥当である。にも拘わらず、スミスがその規則を物自体に帰したことは決して妥当ではない。何故か。カントは、R2 の意味で規則という語を用いている殆どの箇所、先行するものを、「何か或るもの」(A195/B240)、「未限定な関係するもの」(A199/B244) というように極めて不明瞭に表現している。この理由は「類推」という特質に求められるべきだろう。先ずはカントによる類推の説明を見てみよう。

哲学に於いて、類推は、二つの量的関係の等しさではなく、質的関係の等しさである。その場合に、私は、三つの所与の項から、第四項そのものではなく、ただ第四項に対する関係を認識し得、ア・プリオリに示し得る。(A179f/B222)

例えば、船の諸知覚 A B を出来事として認識する場合に、我々はその原因を既に前提としているのであるが（さもなくば、それらは戯れの儘であろうから）、こうした状態は「原因：結果 = x：船が下った」という類比式で表すことが出来るだろう¹⁴⁾。然しここから原因が何であるかを即座に認識し得るであろうか。否である。我々が「船が下った」と判断する時点で、その原因は未だ「未限定な関係するもの」に過ぎない。つまり、その時点で認識されているかどうかすら分からない（仮令認識されていても、原因と同定されていない）のであり、それ故にこそカントは先行するものを極めて曖昧に表現したと考えるべきである。つまり R2 は物自体から与えら

れるようなものではないのである。

それでは R2 の根拠は何処に求められるか。A 版での原則 (R1) はこれに対する答を与えてくれるように思われる。

生起する（存在しはじめる）全てのものは、自らが規則に従い継起するなにものかを前提としている。(A189)

我々は、前節に於いて、諸知覚 (A, B) の順序は、戯れの状態に於いては無秩序であり、それらを規定するもの（原因）が前提とされることにより規定されたもの（結果）と見なされることを確認した。そしてこうした原因と結果の関係を前提とすることは、「後続するものが先行するものにより自らの現存在に就いて必然的に且つ規則 [R2] に従い時間に於いて規定されている」(A202/B247) 関係を、換言すれば、それらの間の必然性（客観的必然性）を前提することに他ならない。そして、このようにア・プリオリに特殊因果律の必然性を前提とすることにより、始めて自然の秩序づけは可能になるのである¹⁵⁾。このような解釈を通じてのみ、カントの以下の如き言葉も十全に理解されよう。

成程、経験法則は、それ自身、自らの起源を、決して純粹悟性からは導出し得ない……。然し、あらゆる経験法則は、悟性の純粹法則の特殊な規定に過ぎないのであり、その下で、そしてその規範に従い、初めて、かの経験法則は可能であり、諸現象は法則的形式を得るのである。(A127f.)

例えば、「あの船は河を下った」と我々が判断するならば（この場合、ア・プリオリに R1 が使用され、それにより知覚の秩序は規定されている）、同時に「船が下った」という出来事を規則 (R2) に従い生じさせた或るもの（原因）がア・プリオリに前提とされている。それ故にこそ、ア・ポステリオリに、我々は、例えば風を、船が下るといふ出来事と規則的に結合されていることから原因と見なし得るのである。

それではスミスの解釈を支持するかに見えた先の引用は如何に解釈されるだろうか。注意したいのは、この文脈においては「覚知の主観的継起」と対比される形で「現象の多様の秩序」が語られる点である。つまり、カントが述べているのは、寧ろ先行するものと生起するものとの規則に従った継起は原因の概念により始めて可能だということである。そして実はここにこそヒュームとの差異が存する。ヒュームは、恒常的連接経験にとって、成程、類似する継起を連合する人間本性の働きを不可避的と見なしているが、以下の言明は斯かる働きが極めて受動的であり、件の働きが所与と化していることを示している。

我々は、一緒に常に連接してきた、そして全ての過去の事例に於いて不可分なことが見出されてきた、一定の諸対象という以外の、如何なる他の原因及び結果に就いての概念も持たない。我々はその連接の理由を知ることは出来ない。我々は、事柄それ自体を観察するに過ぎず、その恒常的連接から、その諸対象が想像力に於ける結合を得るのを常に見出すのである。(T, 93)

これに対し、カントに依れば、斯かる経験は原因の概念をア・プリオリに前提とすることによって初めて経験され得るものだったのである。

本節に於ける議論を要約しよう。我々は出来事を経験する。そして、その為には——戯れの状態から抜け出す為には——、原因が前提とされる必要がある (R1)。更に原因を前提とすることは規則 (R2) に従い若しくは必然的にその出来事と結合されている未限定な関係するものを前提とすることに他ならない。それ故にこそ我々はヒュームが恒常的連接と呼ぶ経験をし得るのである。

結

第一の目的とはカントの因果律理論の構造を探究することであったが、我々はこれを為し得たように思われる。総じてカントとヒュームとの関係

を考える際に我々が忘れてはならぬことは、ヒュームは、成程、原因の觀念に含まれる客觀的必然性を主觀的領域に還元することにより、その虚偽性を主張したのであるが、にも拘わらず、事実、この虚偽なる觀念を有するという点である。そしてカントは斯かる必然性に或る種の客觀を可能にする条件として働く場を与えることにより、その客觀的必然性を、虚偽としてではなく、ア・プリオリなものとして、確保しようとしたのである。

第二の目的とは因果律理論により描出されるカントの自然觀を特色づけることであった。カントとヒュームとの間で因果律問題が論じられる場合、或いは両者の自然觀が対比される場合、前者に対しては否定的な、後者に対しては肯定的な見解が屢々提示される。何故なら、一方で、カントはニュートン物理学を盲信することにより、極めて硬直した自然觀を提示し、他方で、ヒュームはそれを疑うことにより、量子力学の確立と共に市民権を得た蓋然的確率的自然觀を提示し予測しているように思われるからである。然しこの探究を通じて事態は寧ろ逆であることが明らかになったのではないか。ヒュームは原因の觀念の經驗的発生を説明する為に恒常的连接を導入するが、これにより、硬直した自然觀を前提とせざるを得なかったように思われる。これに対し、カントは自然を極めて蓋然的なものに見倣している。そして混沌とした自然を秩序づける為の道具として、原因という概念をア・プリオリなものとして位置づけたのである。その後の自然科学の展開を見ると、我々はカントの自然に対する深い洞察を見ることが出来るのではなかろうか。

にも拘わらず、ヒュームは、仮に彼の目の前でカントが本論で検討した理論を展開しようとも、決して自説を撤回することにはなかろう。何故なら、第二類推に於いては、既に原因の概念の必要とされる状況が前提とされ、それに基づき論証が行われているからである。その前提とは「対象を認識する為には主觀の能動的能力を必要とする」というものである。ヒュームにとり、恐らく斯かる前提は全く受け入れ難いものであろう。事実、カントは対象認識が斯かる能力を必要としないのであれば、ヒュームの議論が妥当であることを認めている。

ヒュームは、経験の諸対象を物自体そのものと見做した際に、原因の概念を欺瞞的であり虚偽のごまかしであると説明したが、彼はこのことに就いて全く正当であった。(V, 53)

根本的にカントとヒュームの問題を解決するためには、恐らく我々にとって所与は何かという問題、換言すれば超越論的感性論の根本的再検討を必要とするであろう。我々は尚も「ヒュームに対するカントの答えは何であったか」と問い続けなければならないし、「哲学的学識の断続的なスキャンダル」¹⁶⁾を犯さざるを得ないのである。

注

- ※ カントの著作からの引用は、『純粋理性批判』に就いては、A 版及び B 版の頁数を、その他の著作に就いてはアカデミー版カント全集の巻数及び頁数を並記する。
- ※ ヒュームの著作からの引用は、略号及び頁数を並記する。頁数は、『人間本性論』(T.)『人間知性及び道德の諸原理の探究』(E.)に就いては、セルビ=ビッグ版により、その他の著作に就いては、その都度注に記す。
- ※ 引用文中、ゴシックは原著者による、傍点は引用者による強調を示す。また[]内の語句は筆者の補ったものである。
- 1) Vgl. V, 52.
- 2) Vgl. IV, 260f., 310-3.
- 3) *Letters of David Hume*, vol. I, Edited by J. Y. T. Greig, Oxford University Press, 1932, S. 187.
- 4) 差し当たり本論ではヒュームによる「絶対的」という語の定義に基づき、「ア・プリオリ」と言い換えた。ヒュームに於ける絶対的知識に就いては、以下の箇所を参照。T, 69-73.
- 5) Cleve, S. 75.
- 6) Paton, II, S. 192.
- 7) 勿論、これでヒュームを完全に論駁し得たわけではない。この点に就いては「結」を見よ。
- 8) ヒュームが特殊因果律の必然性のア・プリオリ性を否定するのは、一般因果律の場合と同様、それと矛盾した事態を想像し得ることに基づく。Vgl. T, 89 E, 25f.
- 9) Beck [1], S. 134.

- 10) それ故にカントが特定の自然科学の妥当性を擁護する為にヒュームを批判したという解釈 (vgl. Lauener, S. 113) は認められない。カントのヒューム批判の真意は道德の問題に関わる。 Vgl. V, 54.
- 11) Beck [2], S. 126.
- 12) Smith, S.372.
- 13) Ebd.
- 14) 類推の異なる解釈については以下を参照せよ。 Vuillemin, S. 334-9.
- 15) Vgl. Friedman, S. 171 M. フリードマンは, G. バックダール (ベックの解釈は彼に従っている) を嚆矢とする, 経験的因果法則と第二類推との無関係性を論じる解釈者達に反対し, それらの関連性を主張する殆ど唯一の論者である。それらを関係付けることに関して, 我々は彼に同意する。然しその方法に関しては同意しない。何故なら, 彼は, 斯かる経験的因果法則を, 「独特な種類の混合状態」 (Ebd.), 即ち「帰納的に観察される規則或いは一律性及び因果律というア・プリオリな概念 (及び原理) の結合から生じる」 (Ebd.) とする。然しこの区分は受け入れられない。何故なら前者が後者を前提としてのみ成り立つことがここで確認されたからである。
- 16) Beck [1], S. 130.

参考文献

- Beck, L. W. [1] "Once More unto the Breach : Kant's Answer to Hume, Again", *Essays on Kant and Hume*, New Haven : Yale University Press, 1978, S. 130-135.
- [2] "A Prussian Hume and a Scottish Kant", *Essays on Kant and Hume*, S. 111-129.
- Buchdahl, G. "The Kantian 'Dynamic of Reason' and the Place of Causality in Kant's System", *Kant and the Dynamics of Reason*, Blackwell, 1992, S. 195-221.
- Friedman, M. "Causal law and the Foundation of Natural Science", *The Cambridge Companion to Kant*, edited by Guyer, G., Cambridge, 1992, S. 161-199.
- Lauener, H. *Hume und Kant: Systematische Gegenüberstellung einiger Hauptpunkte ihrer Lehren*, Bern : Francke, 1969.

- Paton, H. J. *Kant's Metaphysic of Experience*, London : Allen and Unwin, 1951, 2 vols.
- Smith, N. K. *Commentary to Kant's Critique of Pure Reason*, London: Macmillian, 1918.
- Van Cleve, J. "Four Recent Interpretations of Kant's Second Analogy", *Kant-Studien* 64, 1973, S. 71-87.
- Vuillemin, J. *Physique et Métaphysique Kantiennes*, Paris: Presses Universitaires de France, 1955.